

平成 31 年第 4 回農業委員会総会議事録

平成 31 年 4 月 2 日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 31 年 4 月 2 日 (火)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第 22 号 農地法第 3 条許可について

議案第 23 号 農地法第 4 条許可について

議案第 24 号 農地法第 5 条許可について

議案第 25 号 非農地証明について

議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定について

[報 告]

報告第 21 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 22 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 23 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 24 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 25 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

報告第 26 号 専決処分の報告について (土地改良法第 3 条第 2 項)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也
19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

5. 欠席委員

な し

6. 事務局出席者


局長	日高国弘	農地調整係長	稗苗茂樹
次長	西領敏一	農地調整係主任主事	押川恭範
次長補佐兼総務係長	小谷健二	農地調整係主任主事	山之上智美
主査	島中智美	農地調整係主任主事	岡原学
総務係主任技師	崎原友子		
総務係主事	加野歩夢		
総務係主事	平下拓実		
総務係主事	石橋里彩		

7. 市長部局出席者

なし

署名委員

議長 松田 実 

委員 川崎 正信 

委員 小玉 利光 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 31 年第 4 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、11 番川崎正信委員、24 番小玉利光委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） それでは、本日の日程について御説明いたします。

お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

まず、議案第 22 号農地法第 3 条許可については 22 件、議案第 23 号農地法第 4 条許可については 3 件、議案第 24 号農地法第 5 条許可については 22 件、議案第 25 号非農地証明については 2 件、議案第 26 号農用地利用集積計画の決定については 90 件、以上、審議件数につきましては 139 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、25 万 3,387.20 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積につきましては、19 万 3,643.20 平方メートルでございます。

説明は以上です。御審議方よろしく願います。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 22 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 58 番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件につきまして申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 56 番をごらんください。

本案件は受人の耕作面積が 2,803 平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が 8,047 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、同様に、今回の申請で耕作面積 5,000 平方メートル以上になり、農地の権利取得者の要件を満たす案件が、2 ページの 61 番、3 ページの 63・64・65 番にございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

関連する案件がありますので、4ページから6ページの76番までを議題とします。

○事務局（押川） 4ページの67番から6ページの76番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は新規就農者による申請です。先日の地区別連絡会にて新規就農者の紹介資料をお配りしておりますが、受人は約20年間、認定農業者である株式会社加藤えのきでキノコの施設栽培に従事しており、現在は法人の代表取締役をしております。

露地栽培につきましては、これまで日本農業法人協会を通じて定期的に視察研修等を受けており、個人でも露地栽培を行いたいと考えるようになり、営農を開始することとしました。申請地では、ブロッコリーとスイートコーンを栽培する予定であり、収穫目標は初年度が12トン、その後、年々増収し、10年後には23トンを目指す計画となっております。

本案件は、受人の耕作面積が28平方メートルとなっておりますが、今回の申請で受人の総経営面積が1万2,161平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第23号農地法第4条許可について、7ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、番号18につきましては、本案件は、申請地を、申請人が営む「遊漁船業」の

ための作業場などとして利用したく申請に及んだものですが、申請地の隣接地に申請人の自宅があり、今回の申請以前から申請地を「自宅の庭」として利用していたことから、始末書付の案件となっております。立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 24 号農地法第 5 条許可について、8 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 57 をごらんください。

申請人につきまして、渡人・受人ともに宮崎市大塚町在住の農家で、親子です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜運動公園から南に約 500 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に農家住宅を整備したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、周囲にブロック塀を設け土砂の流出を防止し、雨水は道路側溝に放流、汚水は合併処理浄化槽により処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、同じページの

番号 58、59、9 ページの 60、62 がございます。

このうち、番号 59 につきましては、始末書付の案件となっておりますが、これは農地法の許可を得ずに、申請地に、受人が営む土木工事業などで利用するための事務所などを建設していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、議案として上程しております。

また、その他の案件におきましても、始末書付の案件がございますが、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 61 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市佐土原町下那珂在住の農家、受人は宮崎市大字新名爪に本拠を置く建設業などを営む法人です。申請地は、宮崎市佐土原町東上那珂にあります佐土原地域福祉センターから南東に約 1 キロの場所に位置する土地です。受人は申請地の近隣にある保育所の建てかえ工事を請け負っておりますが、現場周辺は道幅が狭く、大型車の通行に支障があることから、申請地の一部を仮設道路として一時利用したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。仮設道路の設置に当たっては、ブルーシートを敷いた上に鉄板を置き、農地と接する部分には土のうを積み土砂の流出を防ぐことから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、13 ページから 14 ページの 77 番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、14 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可相当とすることに決しました。

議案第 25 号非農地証明について、15 ページを議題とします。

○事務局(稗苗) 議案第 25 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記簿の地目が農地または農地台帳に登載されている農地で、現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由として、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込まれる場合があります。

それでは、2 件の案件について御説明いたします。

申請番号 6、7 ともに登記簿地目が農地以外の山林、原野、宅地がありますが、これらの筆は過去に現況が農地であったことから、農地台帳に登載されております。

登記簿地目が農地以外であっても、農地台帳に登載された農地を農地以外の用途で使うには農地転用等の手続が必要になりますが、この 2 件については、10 年以上耕作放棄され、現況は山林化しており、非農地証明の認定基準に合致することから、非農地証明願を受理したものでございます。

なお、この 2 件につきましては、3 月 19 日に地元農業委員と現地調査を行った結

果、申請どおり現況が農地でないことを確認しております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1番（日高委員） ただいま説明があった非農地証明の6番、7番についてですが、登記簿上の地目が山林、農地台帳の地目が田んぼや畑になっているという意味でしょうか。既に地目が農地以外のものであれば、農業委員会の総会で審議する意味がわかりませんので、御説明をもう一度お願いしたいと思います。

○事務局（押川） 農地法につきましては、現況主義というものを採用しておりますので、登記簿地目によらず、現況がどのような利用をされているかで農地法の縛りがかかるかどうかが決まってきます。今回、15ページ、議案第25号の農地につきましては、登記簿地目は山林、原野、宅地となっておりますが、これまでは現況地目が畑、田んぼでしたので、農地台帳上、農業委員会で管理を行っております。今回の現地調査において、山林・原野化していることが判明いたしましたので、現況地目を山林に修正して、議案に上げています。

○1番（日高委員） 現況が以前は田んぼだったということですか。

○事務局（押川） そうです。13ページをごらんいただいてよろしいでしょうか。同じような案件がございますので、13ページの75番をごらんください。本案件は、太陽光発電施設を設置したいということで、農地法第5条の転用申請が出た案件となっておりますが、田野町甲2619-2の土地につきまして、こちらは登記簿上が山林となっておりますが、現況、畑として使われておりました。このような農地については、農地法の許可が必要になるのが農地法上の規定ですので、今回、非農地証明についても、山林、畑の関係性があったものが、今回の調査で非農地化したため、議案上はこのような表現となっております。説明は以上です。

○1番（日高委員） わかりにくいですね。

○23番（井田委員） 私の地区でもあるんですが、終戦後に山を開墾して田んぼにしておられたんですね。ところが、耕作が不可能になって杉が植えてあるんですよ。見れば田んぼなんです。そういうところはどのようなのでしょうか。非農地証明で非農地になっているのかわかりません。

○事務局（西領） 今説明した内容は、農地の地目が田んぼかどうかということではなくて、農業委員会の台帳上、農地のままの状況だったので、これについて申請者が農地ではない証明をしてくださいという申請が上がってきたものです。その申請に対して農業委員さんと現地を確認して、現状が農地の状況ではないということで、今回の総会にかけさせていただいて、了承を得られれば、農地以外に変えられるという手続になっています。これについては、申請が上がってきたものに対して答えを出すというもので、通常非農地判断のため、農業委員さんで回っているものとはまた別なものになります。

○1番（日高委員） 農地台帳上、田んぼだったとしても、登記簿上、田んぼ以外ということであれば、法務局の地目変更をする必要もないですし、山林に地目変更をする理由がわかりません。

○22番（外菌委員） この案件は、何か問題があり、行政書士を通して申請された案件ではないでしょうか。調査の結果、農地になっているので農業委員会に上程することになったのだと思います。どこからどのような理由で申請されたかわかれば審議しやすいと思います。

○事務局（押川） 本案件につきましては、申請者が農地法の第3条申請を行いたいということで事前相談を受けております。農地法第3条の許可につきましては、先ほど説明したとおり、5反要件以外にも全部耕作要件というものがございまして、違反農地がある場合は、農地法第3条の許可がおりないということになっております。今回、この6番、7番について、登記簿上は農地以外になっておりますが、農地台帳上、農地で残っているにもかかわらず山林化しているということで、いわゆる違反状態にあり、この解消のための申請でございます。

○22番（外菌委員） 備考の欄にそれが書いてあればわかります。

○1番（日高委員） それを言うだけでわかれます。

○事務局（押川） 以後、気をつけたいと思います。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、承認することに決しました。

議案第26号農用地利用集積計画の決定について、16ページから59ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、小倉俊博委員の退室を求めます。

(15番小倉俊博委員退室)

○事務局(平下) 議案第26号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、16ページの番号203番から59ページの番号273番までの71件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が7件、新規設定が16件、賃借権の再設定が19件、新規設定が18件となっております。53ページの番号263番から59ページの273番までの11件は、宮崎中央農業協同組合が行う農用地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

小倉俊博委員の入室を求めます。

(15番小倉俊博委員入室)

○議長(松田) 次に、60ページから70ページの所有権移転分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、長友紘子委員の退室を求めます。

(10番長友紘子委員退室)

○事務局（平下） 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、60ページの番号274番から70ページの番号292番までの19件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

長友紘子委員の入室を求めます。

（10番長友紘子委員入室）

○議長（松田） これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） それでは、私のほうから本日の報告案件につきまして御説明させていただきますと思います。

報告書表紙の裏面を見ていただきたいと思います。

報告第21号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます、その数3件でございます。

報告第22号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます、その数14件でございます。

報告第23号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数10件でございます。

報告第24号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数14件でございます。

報告第25号は、相続等による権利移動についてございまして、その数13件でございます。

報告第26号は、土地改良法第3条第2項に係る専決処分の報告についてございまして、その数2件でございます。

なお、報告第21号、第22号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第23号、第24号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

続きまして、報告第26号につきましては、先月、局長の専決処分に追加した事項でございまして、土地改良事業の参加資格の交替について所有者と耕作者の合意によって申出のあったもので、相当と認めたことから専決処分により承認されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、平成31年第4回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時41分閉会